

建築基準法第6条の2第1項の規定による

確認済証

ACS 第 210151 号

2021年4月20日

建築主、設置者または築造主

株式会社 エフ・エフ・エフ・ロウサムズ

代表取締役 橋部 昌浩

様

熊本市中央区水前寺6丁目37番3号

株式会社 ACS

代表取締役社長 内田 浩一



下記による建築計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 申請年月日

2021年3月17日

2. 建築場所、設置場所または築造場所

【地名地番】

菊池郡菊陽町花立1丁目
4124番1、4124番15の一部、4125番2の一部

3. 建築物、建築設備若しくは工作物またはその部分の概要

【1. 建築物の名称】

フロッサムツクレ 建替 新築工事

【2. 主要用途】

老人ホーム

【3. 工事種別】

新築

【4. 延べ面積】

929.45 m²

申請部分

0.00 m²

申請以外の部分

929.45 m²

公共下水道

人槽

1 棟

木造

2 階

0 階

【5. 申請建築物の構造】

地下を除く階数(地上階数)

地下の階数

4. 構造計算適合性判定結果通知書交付者

5. 構造計算適合性判定結果通知書交付日

6. 構造計算適合性判定結果通知書交付番号

熊構評判 第

号

7. 確認を行った確認検査員氏名

堤 哲也

③建築主用

消防関係法令適用通知書

株式会社キューブテクノロジーズ

令和3年 4月 19日 第 7 号
同意番号

代表取締役 橋部 昌浩

様

菊池広域連合消防本部

秀 孝 (公印省略)

熊本県 菊池郡

菊陽町花立一丁目4124番1、4124番15の1部、4125番2の1部

に建築される

老人ホーム

について審査したところ、下記の事項が必要となりますのでお知らせします。

詳しくは、消防本部予防課(096-232-9334)にお尋ねください。

建築物概要

木(準耐火)

階数 2

延べ面積

929.45 m²

令別表 6 項口 (1)

記

第1 〇印の消防用設備等、住宅用防災機器を設置する必要があります。

区分	該当	消防用設備等の種類	法令等
----	----	-----------	-----

区分	該当	消防設備	1 消火器	令10	避難器具	令25
			2 屋内消火栓設備	令11	誘導灯等	令26

区分	該当	消防設備	3 スプリンクラー設備	令12	消防用水	令27
			4 水噴霧消火設備等	令13	排煙設備	令28

区分	該当	警報設備	5 屋外消火栓設備	令19	連結散水設備	令28の2
			6 動力消防ポンプ設備	令20	連結送水管	令29

第2 〇印の届出等が必要となります。なお、(14)(5)(6)(7)の届出は菊池広域連合消防本部の検査を受けてください。

該当	届出等の種類	法令等	該当	届出等の種類	法令等
1	消防用設備等・特殊消防用設備等設置届出	法17条の302	9	ネオン管灯設備届出	条44
2	防火管理者選任・解任の届出	法8	10	サイン設備の届出	条44
3	消防計画書の届出	法8	11	少量危険物等の貯蔵・取扱いの届出	条46
4	圧縮アセチレンガス等の届出	法9の3	12	液化石油ガス設備工事届出	液石38条の3
5	防火対象物の使用開始届出	条43	13	工事整備対象設備等着工届出	法17条の14
6	炉・厨房設備・ボイラー等の設置届出	条44	14	消防用設備等工事届出書	要綱
7	発電設備・変電設備等の設置届出	条44	15	危険物製造所等許可申請	法11条
8	危険物製造所等許可申請	法11条			

第3 〇印のある物品等は防火性能を有するものを使用する必要があります。

① カーテン・じゅうたん・暗幕、どんちよ等 ② 工事用シート

その他、特記事項

消防用設備等については上記第2(13)(14)届出時に精査します。

※備考

1 上記以外に必要な事項が認められた場合には、検査時に指示します。
2 消防検査は全て届出後4日目以降となりますので、早めに提出してください。
3 法令の省略「法」→消防法 「令」→消防法施行令 「規則」→消防法施行規則 「条」→菊池広域連合火災予防条例

「液石」→液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
「要綱」→菊池広域連合消防本部消防同意・消防用設備等事務処理要綱

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事又は指定確認検査機関 株式会社 ACS熊本

様

令和 年 月 日

申請者氏名 株式会社 エー・エフ・エフ・ロイヤル 代表取締役 橋部 昌浩 印

設計者氏名 山口 勇樹 印

※手数料欄 受付 -3.3.17 ACS熊本		※受付欄 ACS熊本	
3年3月17日	3年3月17日	※消防関係同意欄	※受付欄
第210151号	第210151号	※決裁欄	※確認番号欄
3年3月17日	3年3月17日	※決裁欄	※確認番号欄
本件について同意する。 同意第7号 令和3年4月19日	本件について同意する。 同意第7号 令和3年4月19日	※決裁欄	※確認番号欄
係員印	係員印	ACS熊本 -3.4.20 快裁	係員印
第210151号	第210151号	ACS熊本	第210151号

<<建築物の概要>>

【敷地の地名地番】

熊本県菊池郡菊陽町花立一丁目412番1、412番15の一部、412番2の一部

【建築物の名称】ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ<ﾙ>建築新築工事

【主要用途】老人ホーム、身体障害者福祉ホーム他

新築

【延べ面積】

【申請部分】： 929.45㎡

（建築物全体）

【申請以外の部分】： 0.00㎡

【申請棟数】

1棟（申請以外）

【建築物の構造】

木造

【建築物の階数】

地階を除く階数 2階

地階の階数

【建築主】住所：熊本県熊本市東区若葉一丁目33番16号

氏名：株式会社 エー・エフ・エフ・ロイヤル 代表取締役 橋部 昌浩

【設計者】氏名：山口 勇樹

資格：一級 建築士 国土交通大臣 登録第 329708号

建築士事務所名：株式会社 you工房

一級 建築士事務所 熊本県 知事登録第 3655号

郵便番号：869-5164

所在地：熊本県八代市鼠蔵町2123-45

電話番号：0965-32-2642

【備考】



委任状

【代理人】

【資格】

(一級)建築士(国土交通大臣)登録第

329708

号

【氏名】

山口 勇樹

【建築士事務所名】

(一級)建築士事務所(熊本県)知事登録第

3655

号

株式会社 you工房

【郵便番号】

869-5164

【所在地】

熊本県八代市鳳蔵町2123-45

【電話番号】

0965-32-2642

上記の者を代理人と定め、下記の建築物について建築に関する法令の規定による申請手続を委任する。

【1. 地名地番】 熊本県菊池郡菊陽町花立一丁目4124番1、4124番15の一部、4125番2の一部

【2. 主要用途】 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム他

【3. 工事種別】

新築 増築 改築 移転

【4. 委任事項】

確認(許可)申請手続

建築工事届提出

中間検査合格証受取

完了検査申請手続

中間検査申請手続

検査済証受取

現場検査立会

風致地区内行為許可申請手続

住宅金融支援機構現場審査申請手続

都市計画法第53条第1項の許可申請手続

【委任者】

【氏名のフリガナ】 カ)エウチノキ77°ロウキス'ク'イ)ムハ'マヒロ

【氏名】

株式会社 エウチノキ77°ロウキス' 代表取締役 橋部 昌浩

印

【郵便番号】

862-0903

【住所】

熊本県熊本市東区若葉一丁目33番16号

【電話番号】

096-273-9977





(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)上記の設計者のうち、

建築士法第 20 条の 2 第 1 項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第

号

建築士法第 20 条の 2 第 3 項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第

号

建築士法第 20 条の 3 第 1 項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

建築士法第 20 条の 3 第 3 項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【フ. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【フ. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【フ. 意見を聴いた設計図書】



- 【1. 氏名】
- 【2. 勤務先】
- 【3. 郵便番号】
- 【4. 所在地】
- 【5. 電話番号】
- 【6. 登録番号】
- 【7. 意見を聞いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【1. 資格】(一級)建築士(国土交通大臣)登録第

329708

号

【2. 氏名】

山口 勇樹

【3. 建築士事務所名】(一級)建築士事務所(熊本県)知事登録第

3655

号

株式会社 you工房

【4. 郵便番号】869-5164

【5. 所在地】熊本県八代市鼠蔵町2123-45

【6. 電話番号】0965-32-2642

【7. 工事と照合する設計図書】図面一式

(その他の工事監理者)

【1. 資格】

(建築士)

(登録第

号

【2. 氏名】

【3. 建築士事務所名】(建築士事務所)

(知事登録第

号

【4. 郵便番号】

【5. 所在地】

【6. 電話番号】

【7. 工事と照合する設計図書】

【1. 資格】

(建築士)

(登録第

号

【2. 氏名】

【3. 建築士事務所名】(建築士事務所)

(知事登録第

号

【4. 郵便番号】

【5. 所在地】

【6. 電話番号】

【7. 工事と照合する設計図書】

【1. 資格】

(建築士)

(登録第

号

【2. 氏名】

【3. 建築士事務所名】(建築士事務所)

(知事登録第

号

【4. 郵便番号】

【5. 所在地】

【6. 電話番号】

【7. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【1. 氏名】

代表取締役 小林 加奈

【2. 営業所名】建設業の許可(熊本県知事)

般-30 株式会社 タケハラ

【3. 郵便番号】866-0014

【4. 所在地】熊本県八代市北原町2009-3

【5. 電話番号】0965-34-6717

号

17453

第



【7. 構造計算適合性判定の申請】

申請済

未申請

申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済

未提出

提出不要

【9. 備考】

【建築物の名称又は工事名】

【名称のフリガナ】 フロックスレタイクエビル改修工事
【名称】 フロックスレタイクビル建替新築工事

【1. 地名地番】熊本県菊池郡菊陽町花立一丁目4124番1、4124番15の一部、4125番2の一部

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

- 都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定)
- 準都市計画区域内
- 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】

- 防火地域
- 準防火地域
- 指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

法22条地域、下水道処理区域

【6. 道路】

- 【イ. 幅員】 5.100 m
- 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 6.000 m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】	(1) (2,663.81 m ²)	(1) (2,663.81 m ²)	(1) (2,663.81 m ²)
【ロ. 用途地域等】	(第一種中高層住居専用地域) ()	()	()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	(150.00%) ()	(150.00%) ()	(150.00%) ()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	(60.00%) ()	(60.00%) ()	(60.00%) ()
【ホ. 敷地面積の合計】	(1) (2,663.81 m ²)	(2) ()	()
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	150.00%	60.00%	60.00%
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	60.00%	60.00%	60.00%
【チ. 備考】			

【8. 主要用途】(区分 08170) 老人ホ-ム

【9. 工事種別】 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の様様替

【10. 建築面積】

【イ. 建築面積】	(申請部分 (申請以外の部分) (合計))	(487.96 m ²) ()	(487.96 m ²) ()
【ロ. 建蔽率】			18.32%

【11. 延べ面積】

【イ. 建築物全体】	()	(929.45 m ²) ()	(929.45 m ²) ()
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	()	()	()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	()	(12.60 m ²) ()	(12.60 m ²) ()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	()	()	()
【ホ. 自動車庫等の部分】	()	()	()
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	()	()	()
【ト. 蓄電池の設置部分】	()	()	()
【チ. 自家発電設備の設置部分】	()	()	()
【リ. 貯水槽の設置部分】	()	()	()
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】	()	()	()
【ル. 住宅の部分】	()	()	()
【ヘ. 老人ホーム等の部分】	()	(929.45 m ²) ()	(929.45 m ²) ()
【ワ. 延べ面積】			916.85 m ²
【カ. 容積率】			34.42%





【敷地の位置】
 (第1点目) 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒
 (第2点目) 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒

【19.備考】

【18.その他必要な事項】

【17.特定工程工事終了予定年月日】
 (第 回) 令和 年 月 日
 (第 回) 令和 年 月 日
 (第 回) 令和 年 月 日
 (第 回) 令和 年 月 日
 (第 回) 令和 年 月 日
 (第 回) 令和 年 月 日
 (第 回) 令和 年 月 日
 (特定工程)

【16.工事完了予定年月日】 令和 3年 9月 28日

【15.工事着手予定年月日】 令和 3年 4月 28日

【14.許可・認定等】
 開発道路 H2.9.11 (熊土) 1575号、開発登録 熊本県指令北景建台2006号
 H26.8.28、開発行為完了後の区画変更届出 県北広域本部 受付 R2.12.2
 検査済 熊本県指令熊土 第33-173号

【13.建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)
 【1. 最高の高さ】 (8.369 m) (階)
 【2. 階数】 地上 (2 階) (階)
 地下 (階) (階)
 【3. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無
 【4. 適用があるときは、特例の区分】
 道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【4. 構造】 木造 一部



【1. 番号】 1

【2. 用途】 (区分) 08170) 老人ホ-1、身体障害者福祉ホ-1他

(区分)
(区分)
(区分)
(区分)
(区分)

【3. 工事種別】 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】 木造 一部

【5. 主要構造部】
 耐火構造
 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
 準耐火構造
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-1)
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-2)
 その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
 その他
 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

耐火建築物
 耐火建築物
 延焼防止建築物
 準耐火建築物
 準耐火建築物
 準延焼防止建築物
 その他
 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8. 階数】

イ. 地階を除く階数 2 階
ロ. 地階の階数 2 階
ハ. 昇降機塔等の階の数 2 階
ニ. 地階の倉庫等の階の数 2 階

【9. 高さ】

イ. 最高の高さ 8.369 m
ロ. 最高の軒の高さ 6.465 m

【10. 建築設備の種類】 電気設備、給排水設備、消防スプリンクラー、自動火災報知機、EV



【1. 番号】	1
【2. 階】	F01
【3. 柱の小径】	105 mm
【4. 横架材間の垂直距離】	2,717 mm
【5. 階の高さ】	3,000 mm
【6. 天井】	
【1. 居室の天井の高さ】	2,500 mm
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】	
(用途の区分) (具体的な用途の名称)	()
【イ.】 (08170) (老人ホーム、身体障害者福祉ホーム他)	()
【ロ.】	()
【ハ.】	()
【ニ.】	()
【ホ.】	()
【ヘ.】	()
【イ.】 (床面積)	467.85 m ²
【8. その他必要な事項】	
【9. 備考】	



【1. 番号】 1-1

【2. 延べ面積】 299.05 m²

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】 8.369 m

【ロ. 最高の軒の高さ】 6.465 m

【ハ. 階数】 地上 (2) 地下 ()

【ニ. 構造】 木造

一部

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム

(大臣認定番号

その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

()

【8. 備考】



【1. 番号】 1-2

【2. 延べ面積】 433.60 m²

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】 8.369 m

【ロ. 最高の軒の高さ】 6.465 m

【ハ. 階数】 地上 ()

【ニ. 構造】 木造

一部

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム

(大臣認定番号

その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

()

【8. 備考】



【1. 番号】 1-3

【2. 延べ面積】 196.80 m²

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】 8.369 m

【ロ. 最高の軒の高さ】 6.465 m

【ハ. 階数】 地上 (2) 地下 ()

【ニ. 構造】 木造

一部

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム

(大臣認定番号

その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

【8. 備考】